

2022（令和4）年7月8日施行

# 女性活躍推進法に関する制度改正のお知らせ 「男女の賃金の差異」の公表が義務化されました

**対象企業**

常時雇用する労働者が300人を超える企業

各区分の情報公表項目

①「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」の項目から1項目

**+ 新設**

**男女の賃金の差異  
(必須)**

**+**

②「職業生活と家庭生活との両立」の項目から1項目

昨年7月8日の施行に伴い、初回「男女の賃金の差異」の情報公表は、**施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表していただきます。**

2023（令和5）年4月1日施行

育児・介護休業法改正のお知らせ

# 男性の育児休業取得率等の公表が義務化されます

**対象企業**

常時雇用する労働者が1,000人を超える企業

**公表内容**

年1回 直前の事業年度の育児休業等の取得割合

## 公表時期、方法

**公表時期**

次の事業年度の開始後おおむね3か月以内

たとえば、  
2023年3月に  
事業年度が終了する場合

**2023年6月までに**

「男女の賃金の差異」の公表  
「男性の育児休業取得率等」の公表

**公表方法**

厚生労働省運営ウェブサイト、インターネットなどによる公表

女性の活躍・両立支援

総合サイト

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>

# 女性活躍推進法に関する制度改正のお知らせ 「男女の賃金の差異」の公表が義務化されました！

厚生労働省令を改正し、女性の活躍に関する情報公表項目を追加しました。事業主の皆さまは、下記の改正内容をご覧の上、ご準備をお願いいたします。

今年7月8日の施行に伴い、初回「男女賃金の差異」の情報公表は、**施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表**していただきます。

## 労働者が301人以上の事業主の皆さまは義務付けです！

以下のA～Cの3項目の情報を公表する必要があります。

- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績  
A：以下の8項目から1項目選択 + B：⑨男女の賃金の差異（必須）\*新設
- 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績  
C：以下の7項目から1項目選択

常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主は、下記16項目から任意の1項目以上の情報公表が必要です。  
**各区分の情報公表項目**

### 「女性労働者に対する職業生活に関する 機会の提供」

以下の①～⑧の8項目から1項目選択  
+  
⑨の項目（必須）\*新設

- ①採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ②男女別の採用における競争倍率
- ③労働者に占める女性労働者の割合
- ④係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ⑤管理職に占める女性労働者の割合
- ⑥役員に占める女性の割合
- ⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績
- ⑧男女別の再雇用または中途採用の実績

⑨男女の賃金  
の差異  
(必須)  
\*新設

### 「職業生活と家庭生活との両立」

以下の7項目から1項目選択  
※従来どおり

- ①男女の平均継続勤務年数の差異
- ②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ③男女別の育児休業取得率
- ④労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑥有給休暇取得率
- ⑦雇用管理区分ごとの有給休暇取得率

- ・「男女の賃金の差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示します。
- ・「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

## <お問い合わせ・相談先>

### 福岡労働局雇用環境・均等部指導課

福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎新館 4階

FAX 092-411-4895 TEL 092-411-4894